

2026年度
しまね文化ファンド
— 助成事業 —

募集

ひかる宇宙の
風になる



Shimane
CULTURAL FUND2026

県民の皆様による多彩な
文化事業を助成します！

助成額は10万円から。
(助成対象経費が20万円あれば
10万円の助成が受けられます。)
助成基準が一部変わりました！

● 受付期間 ●

前期 ●

2025年

当日消印有効

11月10日(月) ▶ 12月12日(金)

事業実施期間：2026年4月1日～2027年3月31日
〔助成決定予定：2026年2月下旬〕

後期 ●

2026年

当日消印有効

4月20日(月) ▶ 5月22日(金)

事業実施期間：2026年9月1日～2027年3月31日
〔助成決定予定：2026年7月下旬〕



島根県民の皆様が自ら企画し、主体者となって行う、一般に開放された文化事業が対象です。

助成分野と事業例

ジャンル（文芸、美術、音楽など）による制限は原則ありません。

これまでの採択事業はHPに年度ごとに掲載しております。対象事業の目安にしてください。

● 古典からサブカルまで、多彩なジャンルが対象です！ ●

1. 地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、文化財や風土を素材にして仕立てられる文化事業

- 地域文化について考えるフォーラムや講座
- 神話をモチーフにした美術や文芸などの公募展
- 歴史を題材にした演劇や音楽などの公演事業 など。

2. 芸術文化振興

多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業

- 音楽や演劇、舞踊、美術や書、写真など自分たちの活動成果を発表する事業（自主演奏会や作品展etc…）
- 出演者や製作者を公募し一緒に創り上げていく事業（参加者公募事業）
- ワークショップなど体験・講習事業

3. 国際文化交流

国際文化交流の推進を目指す文化事業

- 海外から団体を招聘し、合同で行う演奏会や舞台
- 海外へ赴いて自分達の日頃の活動を発表する自主公演や、体験を目的としたワークショップ事業

HPにある「FAQ」では具体的な事例を紹介しております。あわせてご覧ください。

対象団体

島根県内の民間団体が対象です。

- 法人格の有無は問いませんが、組織および責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体に限ります。
- 営利法人（企業）や公的機関は対象外です。また、それらが実質的な主体者である場合も対象となりません。
- 団体が未発足の場合は、申し込みできません。
- 家族や親族が構成員の多くを占める団体は対象となりません。
- 個人については、全国的な意義と波及効果のある事業に限定します。必ず事前にご相談ください。

次のような事業は助成対象外です。

- 申請団体が自ら出演（出品）せず、鑑賞にとどまる事業（ゲストを主体とする事業、借用品による展示事業、映画鑑賞会、講演会など）
- 動画配信のみを行う事業
- 他者が主催する事業に参加するための費用申請（国民文化祭、海外で行う国際文化交流事業は除く）
- 地方公共団体の関わりが強い事業、また学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類
- 営利につながる可能性がある事業（販売活動）、政治や宗教に関する事業
- いわゆる教授所、教室が行う稽古事や温習会、また家元制度的な特定流派が単独で行う事業
- 事業効果が団体構成員にとどまる事業（団体内部の講習会など）
- 特定の企業名などが付いた、いわゆる名称冠事業
- 開催地持ち回りで毎年実施される定期大会など
- スポーツ競技事業
- 飲食を伴う事業、娯楽的要素が強い事業、地域おこしや賑わい創出事業

運営委員会にて助成するに相応しくない事業、および団体と判断された場合は助成を行いません。

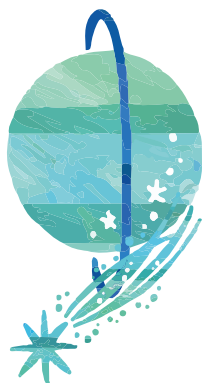
助成金額

助成金額 = (事業費 - 対象外経費) × 1/2 以内(10万円以上5万円単位)

* 事業費が20万円未満の場合はお申し込みできません。

次の経費は事業費に含みません。予算書から外してください。

汎用性の高い物品の購入費、修理・修繕費、申請団体の構成員に対して支払われる経費(★例外あり)、弁当・茶菓等飲食経費全て、賞金・賞品代、手土産代、式典・慰労会・交流会費、場当たり・リハーサル・ゲネプロ以外の練習経費、練習にかかる講師謝金、会議費(打合せ経費)、領収書がとれない経費、「予備費」や「消耗品費」など内容が明確でない曖昧な経費。



主な助成対象外経費

(※事業費として予算書に記入することができます。)

チケット販売手数料、催事保険料、振込手数料、未成年に対する謝金、花束代、楽譜購入費、FacebookおよびInstagram広告で10万円を超える経費、印紙代、記録用の写真・録画経費、HPに関する経費など。

- 以上は一例であり、事業により経費に幅があるため、資金使途を確認したうえで判断します。このほかにも助成対象外となる経費があります。
- 謝金は、金額の妥当性や事業費に占める割合、役割などで判断しますので、全額が対象になるわけではありません。

● 来場者専用の送迎輸送手段の経費を助成します！(新設)

最寄りの駅から会場まで公共交通機関(バスなど)が無く非常に不便な場合に限り、タクシーやバスなどの借入経費を対象にします。(条件あり。) ルートの確認などが必要ですので、申請までに(早めに!) ご相談ください。



制限や条件など

- 本やCDなどの製作事業の場合、製作費については50万円を助成額の上限とします。
(単なる記録誌や個人誌など波及効果が低いもの、文化ファンドの趣旨になじまないものは対象外。)
- 他の補助金やクラウドファンディングを併用する場合、助成額を抑えることがあります。必ず事前にご相談ください。

県内移動公演への旅費助成 【旅費の上限：20万円】

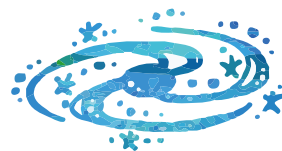
地域間交流を
バックアップ
します！

- 申請団体が活動拠点からおおよそ50km以上離れて行う公演・ワークショップ・展示事業であること。
- 事業遂行に必須な人員のみとし、事業に参加しない付き添い(保護者)等の経費は対象外。
- 公共交通機関、貸切バス、レンタカーなどに限定。(自家用車使用は対象外)

ほか、一定の条件があります。団体で旅費計算書を作成し、受付期間までに事務局へご相談ください。

海外で行う「国際文化交流」の基準と対象経費

- 申請団体自らが日頃の文化活動の成果を発表・紹介するもので、一般市民の鑑賞や参加が可能なものを対象とします。
 - 分野(音楽や伝統芸能、美術など)が明確で、申請団体にその取り組みにおける活動実績があることが条件です。
 - 観光や視察に多くの時間を費やすようなものは対象外とします。
 - 個人は対象となりません。
 - 対象経費は次の①②に限定します。(見積書が必要です。)
- ① 事業遂行に必須な道具類の運搬費 (助成率1/2)
- ② 日本～渡航国までの往復航空運賃 (助成率1/2、且つ上限200万円)



助成回数

1 団体に対し 3 回まで助成します。ただし、最後に助成を受けてから **3 年** を経過した場合、あらためて 3 回まで助成を受けることができます。(申請の都度、審査します。)

● 1 団体につき前期・後期各 1 事業まで助成を受けることができます。(助成回数はそれぞれ 1 回ずつ数えます。)

● **国民文化祭** 参加旅費の助成は、別に 3 回とします。

● **参加者公募事業** は、5 回まで助成を受けることができます。

事業例：出演者・参加者を一般公募して行う市民演劇や、美術工芸等の共同作品作り事業など。合同練習や共同作業を経て、最後にその成果を公開する事業が対象です。公募作品展等は対象外です。詳しくはHPをご覧ください。

助成申込から給付までの手順

事前相談は
どんなに早く
てもOKです。

※採択されたことが無い事業を申請される場合は、**募集開始月**までにご相談ください。
(当年事業の事前相談は、前期は12/11、後期は5/21までです。)

1 お申し込み

まずは募集要項で提出書類をご確認ください。
(各市町村窓口、各県民センター、主要な公立文化施設などにあります。)
HPからダウンロードもできます。

しまね文化ファンド

検索

郵送を希望される場合は、電話・メール・FAXのいずれかで事務局までご請求ください。

申込書類の入手方法

- HPからダウンロードしてお使いください。
- 提出書類と提出先は 4 ～ 5 ページをご覧ください。

3 助成金の給付申請

事業の実施前に決定額の 7 割を受け取ることができます。詳しくは助成決定時にご案内します。
(ただし、事前給付ができない場合もあります。)

5 実績報告・助成金の精算給付

事業終了後 **1 カ月以内** に実績報告書をご提出いただけます。実施内容を確認したうえで残額(または全額)を振り込みます。

2 審議・助成の決定

運営委員会において審議し、決定します。

- 採否の結果は文書でお知らせします。助成決定団体には、助成金給付手続に必要な書類を同封します。
- 選考の結果、助成を見送らせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 採択団体については、ホームページ上で団体名、事業概要、助成決定金額などを公開するほか、情報誌等で紹介することがあります。

4 事業の実施

作成するポスター、チラシ等に①ロゴマークと②「公益信託しまね文化ファンド助成事業」の文字を表示してもらいます。

しまね文化ファンド
助成事業

これが
目印

場合によっては助成金の減額や助成中止もあります。
事業実施期間内に事業が完了しなかったとき、また実績報告書が提出されないときは助成を取り消します。

提出書類について

- 書類は全てA4版に統一し、縦にを使って作成してください。
- ①②はHPからダウンロードしてお使いください。①～③の記入例も載せています。
- 必ず当該年度の書類でご提出ください。過年度の書類では受理できません。

提出書類	作成要領・注意点など	提出部数	チェック欄
① 助成申込書 (別記様式1)	●申込書記入例に沿ってご記入ください。 氏名は必ず自署してください。	1部	
② 申請事業計画書 記入例参照	●欄が狭い場合は縦幅を広くしても構いませんが、2枚以内でまとめてください。尚、全欄を別紙に記入し、所定用紙に「別紙参照」とだけ記載しての提出は受け付けません。 ●【参加者公募事業】の場合は様式が異なります。専用の用紙をお使いください。	1部	
③ 収入支出予算書 作成例参照	●A4用紙を縦に使い、なるべく1枚に収まるように作成してください。 ●千円や万円単位に切り上げず、1円単位で作成してください。 ●見積書を取り、適切な金額で作成してください。20万円以上の経費は見積書のコピー（縮小も可）を添付してください。 ●できるだけエクセルで作成してください。	2部	
④ 既存の会則、または「団体紹介資料」 (HPに掲載)	●会則を有す団体→会則を提出。 ●会則が無い団体→「団体紹介資料」を作成してください。 ●法人格を有す団体は定款をご提出ください。	2部	
⑤ 会員名簿	●構成員の住所は町村名まで記載し、担当（役割）があれば記入してください。 ●人数が多く全員の記載が難しい場合は、主要な会員（役員・経理担当者等）を中心に作成してください。 ●実行委員会の場合は、会員の所属団体等を必ずご記入ください。	2部	
⑥ 過去の活動記録 (A4用紙1枚程度で) ※省略条件④参照	●活動実績がある団体は必ず作成してください。特に、申請事業と同様の活動は必ず記入しておいてください。(記入必要事項：事業名、実施日、会場など。近年の主要な事業のみ。年表形式で可。) ●④の「団体紹介資料」に記入された場合は作成不要です。 ●チラシやプログラム、新聞記事（掲載日を付記）などで直近のものを、参考資料として2点程度添付してください。(大量提出は不要。)	2部	
⑦ その他の添付書類	●海外渡航事業の場合、相手側の受入を証明する書類（招聘状）や旅程表など。(申請時に提出できない時はお知らせください。)	1部	

← 作成者以外の目を通し、誤字・脱字、説明不足、計算ミス、書類不備は団体のイメージダウンにつながり、不採択の要因にもなります！

提出時のお願い

- 審査資料としてコピーしますので、袋とじやホチキス留めは絶対にしないでください。
- ③～⑦の書類上部には、必ず「団体名」を記入しておいてください。
- 提出書類の控えをとり、お手元で保管しておいてください。(ヒアリングで必要になります。)

提出方法

①事務局に持ち込む

⇒締切日の16時半までに事務局に直接持参してください。

②郵送する

⇒「簡易書留扱い」または「レターパック」でお送りください。当日消印まで有効です。(締切日が近い場合は速達)。

- 「島根県民会館」では受理しません。

近年の採択状況

年 度	申 請		採 択		採 択 率
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
2018年	48	47,660	48	42,700	100.0%
2019年	54	47,425	54	41,100	100.0%
2020年	41	40,220	41	35,500	100.0%
2021年	50	63,360	50	55,150	100.0%
2022年 (R 4)	41	40,650	41	33,850	100.0%
2023年 (R 5)	40	46,860	40	36,350	100.0%
2024年 (R 6)	48	41,882	48	37,050	100.0%
2025年 (R 7)	44	43,600	44	39,950	100.0%
合計 (1991年～)	2,382	3,614,983	2,036	1,970,350	85.5%

数値は採択ベースであり、実際の助成額は辞退や減額給付で変更しています。

「しまね文化ファンド」とは？

島根県は、豊かな自然に恵まれ、その中で固有の風土や伝統文化が育まれてきました。こうした貴重な文化を継承しながら新たな文化の創造も目指し、文化の香りあふれる魅力ある島根を創ろうと、平成3年8月に委託者を島根県、受託者を三菱信託銀行（現三菱UFJ信託銀行）とし、日本最大の文化ファンドとして発足しました。

- 信託財産 1,456百万円（2025年3月末現在）
- 信託管理人 竹内 俊勝
- 運営委員長 河添 達也（島根大学教育学部教授）
- 運営委員会 専門家・有識者等により構成

創設から35年。

これからも、小さな子どもから高齢者まで、障がいがある方、文化活動から遠ざかっている方など、みんなが元気に、そして生きることのすばらしさを感じられるような文化事業を皆様と一緒に創りたいと思います！

ご相談・お申し込み、お待ちしております！

寄付を受け入れております。

～開かれたファンド～

しまね文化ファンドは島根県が拠出した22億円（全国最大規模）を信託財産に管理運用されていますが、より大きなファンドを育てるため、皆様より寄付をお願いしております。ご賛同をお待ちしております。詳しくは、しまね文化ファンド事務局までお尋ねください。

お申し込み・お問い合わせ・書類提出先

公益信託しまね文化ファンド 事務局 担当：前島



【郵送される場合】

〒690-8501 松江市殿町1番地 文化国際課
「しまね文化ファンド事務局」 前島 宛

【事務局所在地】 島根県庁 東庁舎3階「文化国際課」

TEL : 0852-22-5500 FAX : 0852-22-6412

E-mail : fund-shimane@kni.biglobe.ne.jp

・しまね文化ファンドの情報は下記ホームページにてご覧いただけます。
助成申込書もこちらからダウンロードできます。

URL <https://www.cul-shimane.jp/zaidan/> または

URL https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/shinkou/jyosei_jigyo/bunkafund/

- 2年後の計画なんだけど、相談早すぎる？
- こんなことやってみたいけど、助成対象になるかなあ。
- 予算の立て方がわからんわ。
- 計画書にこんなこと書いていい？
- 一緒に使えそうな助成制度ないかなあ。
- 県内でこんな活動をしている団体ある？



相談は早い方が断然有利！わからないことは早めに解決！
申請書作成から事業後の手続き終了までサポートするよ！
このほか、文化系の助成金や県内文化団体に関する情報提供、事業企画などの相談も承っております。
電話かメールでお気軽にご相談を！

しまね文化ファンド

検索



受託者

三菱UFJ信託銀行株式会社

リテール受託業務部 公益信託課

〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

TEL0120-622-372（受付時間 平日 9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

委託者

島根県 環境生活部文化国際課 文化振興室